

内閣委員會議錄 第十五号

昭和三十三年三月二十八日(土曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

理事 伊能繁次郎君 理事 辻 寛一君

理事 永山 忠則君 理事 石橋 政嗣君

理事 田口 誠治君 理事 山内 広君

安藤 學君 岩崎 道行君

佐々木義武君 佐藤 孝行君

高瀬 傳君 塚田 徹君

野呂 恭一君 藤尾 正行君

松澤 雄藏君 渡辺 榮一君

中村 高一君 村山 喜一君

受田 新吉君

出席國務大臣 福田 一君

出席産業大臣 福田 一君

出席政府委員 吉國 一郎君

内閣法制局參事 矢倉 一郎君

人事院事務官 川出 千速君

(任用局長) 通商産業事務官 山本 重信君

(大臣官房長) 通商産業事務官 島田 喜仁君

通商産業事務官 馬郡 巖君

(企業局長) 通商産業事務官 佐橋 滋君

通商産業事務官 馬郡 巖君

特許庁長官 立田 清士君

委員外の出席者 自治事務官 清士君

(財政局地方債課長) 立田 清士君

専門員 加藤 重喜君

三月二十八日

委員 保科善四郎君及び前田正男君辭

第一類第一号 内閣委員會議錄第十五号 昭和三十三年三月二十八日

任につき、その補欠として安藤學君及び佐藤孝行君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員安藤學君及び佐藤孝之君辭任につき、その補欠として、保科善四郎君及び前田正男君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

○徳安委員長 これより會議を開きます。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。村山喜一君。

○村山(喜)委員 今回改正になります設置法の、第九条の企業局の事務内容と同じ内容を持つております第二十七条の所掌事務であります。これは通商産業局に次のような事務を分掌させるといふことで、工業用地及び工業用水その他の産業立地に關すること、さらに工業用水道に關することが、所掌事務の中に掲げられてゐるわけであり、その中で、これは設置法の第九条の企業局の事務内容と同じであります。が、このように重複をした形で法律事項として、この通産局にこういふような権限、所掌事務が付与されるといふ

ことになってまいりますと、当然そこにはどの程度のものについて通商産業局長に委任をするのか、また、どの程度の指揮監督権が本省の企業局には残るのか、そして、その達成を有効に進めていくためには、どのような手段によつてそれをコントロールしていくのか、ということが問題にならなければならぬと思ふのでありますが、この所掌事務を、法律事項として新たに二十七条で工業用地と用水について打ち出された、その理由は――いままではこれは施行規則によつて内部的な規則としての取り扱いをしておつた關係で、その問題にする考えではなかつたのであります。新しい法律事項としてここに明示された以上は、そこにはやはり権限を明確にしておかなければ、今後これが國民の生活に及ぼす影響という点から問題でありますので、どのような關係でどういふふうに出置されるのか、實際行政上の問題点についてお尋ねをしたいと思います。

○馬郡政府委員 お答えいたします。工業用地、工業用水、あるいは産業公害といったような産業立地關係の仕事は、従来から通産局の所掌事務としてやつてまいつたわけでありまして、今回これを法律上の条文といたしまして理由には、だんだんその業務も増大する傾向にございまして、その關係をはつきりさせる意味におきまして、責任体制の明確化をはかるという考え方でございまして、實際に通産局が現在

やつておりますこれらの仕事の内容は、工業立地の調査等に関する法律といふことがございまして、これによりまして工場適地の調査、あるいは一定規模以上の工場の設置の届け出の審査、あるいは新産業都市、工業整備特別地域等の建設、あるいは低開墾地域の指定に伴います一連の調査事務、工業用地の取得に關しますいろいろな調査事務、工業用水に關します、地方公共団体で行ないます工業用水道事業の監督、助成の事務、あるいは産業公害に關しましては、工場排水等の規制に關する法律に基づきます工場の排水の規制等の調査ないしは報告、命令といふような仕事を現に実施してゐるようなわけでございまして。

○村山(喜)委員 ただいま承ります。これは適地調査のためにさういふ法律事項にしたんだとお話であります。が、その地方の通商産業局の人員をどれだけのふやすのかといふことを調べてみますと、二名しか増員の計画がないわけですね。全体で二名であります。そういたしますと、新たにこの法律事項としてここに打ち出される以上は、なお事務内容を整備して、これらの所期の目的を達成するために必要なものになつたものと思ふのであります。この二名を増員をして、それによつてこの仕事をこなしていくことができれば、この二名を考慮すると、この設置単位が八ブロックに分かれてゐるわけですね。さういたしますと、この二名はさしあたりどこどこに置いて

ておやりになるのか。そしてさらに先ほどお話の中では、いわゆる低開墾地域の工業開發の問題も取り組むのだという説明であります。さうなつてまいりますと、さういふような低工業開發地域の問題等は、一体どうなるのかといふことになつてまいりますと、これの法律事項にする効果が期待が持てるかどうかといふことになつてまいります。が、それについてはどういふふうにお考えになつておりますか。

○馬郡政府委員 今度増員いたします二名につきましては、東京と大阪の通産局に一名ずつ配置したいといふふうを考えております。確かに人員としては少ない人員でございまして、さしあたり東京と大阪につきましては、この地区は、産業公害關係が一番多い地区でありますといふこと、それから、やはり産業公害の一種であります、工業用水法に基づきます地下水のくみ上げ禁止に關します關係が本格化してまいりますので、さういふものに對処いたしますためにこの二名の増員をいたしたわけでございます。もちろん十分な人員ではございませんが、通産局内の人員をできるだけ有効配置いたしまして、これらの事務に當たつてまいりたい、さういふふうを考えております。

○村山(喜)委員 どうも説明を聞いております。新しく二名増員されるのは産業公害關係だけである。あとの工

業用地、工業用水その他の仕事については、そのための人員は現在おるものをフルに動かしていくのだという考え方でありますが、どうも法律事項としてここに新たに打ち出されたのに対しては、まことに不十分な考え方しかないと思います。なぜかといえば、通商産業局の人員でいまだ遊休化している人員があったら、それを振り向けるという考え方はありましようけれども、規則で制定をされていたものを法律事項としてここにわざわざ掲げていく、こういうようなところから考えてまいりますと、そこにはやはり権限を明確化していくという考え方がなければならぬし、その権限に伴う責任を遂行していくための人員をやはり考えていかなければ、うそじやないかと思ふわけです。この際、私はお尋ねしたいわけですが、この工業用地、工業用水道につきましては、従来地方公共団体のいわゆる準公営企業として、宅地造成事業あるいは港湾整備事業さらに工業用水道事業というものが、事業として地方公共団体の手によって進められております。そういうような考えからするならば、ここに工業用水道に関して通商産業局にその権限を付与され任務を付与されるということになりますと、都道府県の現在やっておりますそういう公営企業であるとかあるいは準公営企業であるとかという仕事の許可の問題、これは一体どこが取り扱いをするようになるのか、明確にしてもらいたいと思ふわけです。

成及び補助金の交付というものにつきまして、通産局におきまして下審査をいただきまして、それに基づきまして、本省でそれに伴います許可認可の仕事をやっているわけでございます。そのあとの実施段階におきまして監督、助成につきましては、通産局で所掌いたしておる次第でございます。工業用水法に基づきます地下水くみ上げ関係につきましても、通産局におきまして全部許可認可をいたしておる次第でございます。

工業用地につきましては、現在のところ法律的な整備はまだできておりませんが、これに関係いたします工業用地に關します起債を三十九年度から新しく実施したい、起債の道を新しく開きたいというふうに考えておりますが、その関係につきましては、通産局に事前の調査というものをフルにお願いしたい、こういうふうに考えております。

○村山(喜)委員 そういふような許可認可事務は、通産局でやるわけですか。設置法の九条によりまして、通産省の事務内容としてこれは企業局の事務取り扱いになっております。そうなりまして、もちろん通産省としては通産局に対する指揮監督権があると思ひますが、どの程度のものについて権限が付与されるのか。この点を明らかにしてもらわなければ、地方公共団体は、そのような仕事をやっていく場合において、片一方においては通産局のほうに出張をせなければならぬ、片一方においては、これは東京に出てまいりまして本省のほうにお願いに來なければならぬ、起債ですからそういうような起債の政策をとるとすれば、自治省のほうに來なければならぬ、こういうようなことになりまして、地方におけるところの行政の事務内容において非常に複雑化してくると思ひのでありますが、そういうような点についてはどういふふうに配慮されているものか、お考えをお尋ねしたいと思ふわけでありま。

○馬郡政府委員 地方公共団体との関係におきましては、通産局を全部窓口にしたしております。したがって、地方公共団体の方々は、通産局と御折衝いただければよろしいという形にいたしております。あとは通産局と本省内部におきます相談ということで事務を運んでおります。

○村山(喜)委員 自治省はそういう行政指導をして、現実に起債の割り当て等をする場合には、この通産局から上がってきたものを、通産局と打ち合わせをして、本省の段階において決定をするという手はずを整えておいでになりますか。

○立田説明員 工業用水関係の地方債であります。工業用水の府県分につきましては、直接私らのほうへ申請をいただきます。それから最近において、市で工業用水をやる場合もございしますが、その場合は、府県に申請書を出していただく、こういうことで、市町村分につきましては、府県がまとめてわれわれのほうに御相談をいただきます。こういうふうになっております。

○村山(喜)委員 こういうように各省にまたがる行政内容によりまして、ふくそうをしているものですか、非常に機械的にすっきりしない点があるわけですか。そういうような点から、行政制度のあり方について、国民のためにどうなければならぬかということ、いまいろいろ検討をされていると思うのですが、私は、このことに関連をいたしまして、ここでこの国家行政

通産局の権限との間には、どうもおかしな点があるのじやないかと思ひのです。先ほどの説明は、全部地方公共団体は通産局のほうで集約をして、そして本省の段階において通産省と自治省のものを話をしてきめるという話であります。どうもいまの説明では、府県の段階における工業用水の起債の許可等については、もう府県が直接やってくるという取り扱いになっておる。そうするならば、私は行政上のロスが出てくるのじやないかと思ひのでありますが、その点はどうなんですか。

○馬郡政府委員 先ほど私がお答えいたしましたのは、通産省関係につきましては、通産省の事務でございます。地方債の許可は、御承知のとおり自治省でやっていたわけでありますが、私たちが自治省との関係につきましては、こういう地点にこういう規模の工業用水道をやる必要があるというお話で、自治省に協議申し上げるという形でございます。自治省自体とされましても、いろいろな地方公共団体の起債全体の見合いという問題がございまして、そういう関係につきましては、自治省のほうで直接地方公共団体からお話を承っておりますというふうに考えております。

○村山(喜)委員 こういうように各省にまたがる行政内容によりまして、ふくそうをしているものですか、非常に機械的にすっきりしない点があるわけですか。そういうような点から、行政制度のあり方について、国民のためにどうなければならぬかということ、いまいろいろ検討をされていると思うのですが、私は、このことに関連をいたしまして、ここでこの国家行政

組織法の基礎的な考え方の中から、行政機関というものが、どういふような考え方のもとに権限が付与され、所掌事務が付与されているのかということ、を明らかにしていかなければならぬと思ひのは、たとえば「通商産業省の権限」の第一項の第六号であります。が、「職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること」が、省の規定として掲げられておるわけでありま。ところが、これは国家公務員法の五十五条の一項によりまして、法律に別段の定めある場合を除いて内閣及び各大臣に任命権はあるということになっておる。ところが、大臣はイコール省ではないわけですから、大臣という特定の権限を付与された——そういう権限は行使する者に付随するものでありますから、人事権というものは大臣にある、こういう考え方で国家公務員法はできている。ところが、この「通商産業省の権限」の第六号には「職員の任免及び賞罰を行い」というように、省の権限として掲げられておる。この問題については、権限の事項的な限界というものをはっきりしておかなければ、この行政組織機構の上において矛盾点が出てくる可能性があると思ひます。これらの問題について、法制局としては、省の権限としておるものが国家公務員法の五十五条との関係でおかしなことになっていないかと思ひます。それと私たちが思ひますのであります。それについてどういふような見解をお持ちになつておるのか。これは各省設置法にまたがる問題でありますから、あなたの方にお尋ねをするわけです。

○吉田政府委員 ただいまお話のございましたように、各省の設置法におき

がいかに行使せられるかということ
は、またそれぞれの実体法の規定の問
題でございます。その意味で、実体法
たる鉱業法においては、鉱業権の設定
の許可なり、あるいは鉱業権の取り消
しなり、あるいは施業案の認可という
ような、諸般の権限は通商産業局長が

けでございませう。ところが、このような通商産業局長が行政官庁として権限を行使するのに対して、通商産業省設置法の中で、省の権限として規定することによつて、通商産業局長の行政官庁としての権限の行使に影響を及ぼすおそれはないかというような御趣旨だと存じますが、この点は、通商産業局長は、もちろん独任性の行政官庁でございませう。行政官庁として、たとへば

の補佐機関の補佐を得まして国家意思を決定するわけでございますが、あくまで通商産業省という組織の中の一員であることは、これまで当然のことでございますまして、たゞい通商産業省設置法のような規定のしかたをいたしません従来の、昔の商工省官制のもとにおきまして、鉱山監督局官制というものが別にありまして、鉱山監督局長——現在の通商産業局長に相当するわけで

の権限を行使する。商工省官制は、単に商工大臣は商工、鉱山等に関する権限を処理することを規定しており、またの場合におきましても、その従前の鉱山監督局長が商工大臣の指揮監督を受けることはこれまで当然でございまして、その事務の処理について必要がございますならば、商工大臣は当然みずからの信ずる政策を実施するために、

指揮監督権を行使したわけでございませう。同様な関係が現在の通商産業省にありましても当然適用になるのでございまして、通商産業局長が一定の処分をなす場合について、通商産業省全体の政策を決定された通商産業大臣が、通商産業局長の権限の行使について、かくかくの処理はかくあるべしということを経指揮監督されることは当然でございまして、その大臣の指揮監督のもとに通商産業局長は行政官庁としての権限を行使するわけでございませう。したがって、飲業法の規定において通商産業局長が行政官庁としての権限を行使するの、設置法の規定の趣意によつて権限の行使が不明になるのではないかと御懸念は、私はこの際はないものと考えております。

○村山(喜)委員 どうも法制局の解釈は無理があるのです。この独任制の一つの行政官庁としての権限が与えられて、例外的に恩給局長とかあるいは税務署長、そういうようなものが与えられておられるわけですね。それは、いわゆる国家意思の決定を表示する権限が与えられているわけですから、その点からいへば、これは行政官庁である。だから、その場合は行政機関ではない。行政機関に対しては、これは大臣に指揮監督権がある。そうならば、いまの説明でいきますと、指揮監督の方法、手段という問題を考えてまいりましますならば、それに対してのいわゆる監視権、報告とかあるいはそういうような事務的なものを査閲する、あるいは視察をする。さらに許可権といふものは、これは指揮監督権の中に入らなければいけません。庁方においては

専属的に地方の通商産業局長に対して飲業法による許可の権限が与えられている。庁方においては、指揮監督の理論構成の中から考えていくならば、方法として監視権なり、許可権なり、訓令権なりといふものが内容的に入つてこなければ、そこに矛盾する点が出てくる。だから、この問題を無理して解釈をされることはないと思はれます。もう少しフェアな立場でこの問題については再検討されてしかるべきではないかと思ふのだが、どうなんですか。

○吉國政府委員 ややおことは返すようでございませうが、従来の——現在でもそうでございませうが、行政法学におきまして行政官庁として、国家意思を決定してこれを外部に表示する権限を有するもの、これも行政機関の一種でございませう。行政機関の中には、そのような行政官庁として権限を有するものと、その他の補助的な機関とございませう。あるいはまた、付属機関等につきましては、また別なものがございませう。そして、行政機関の一種である行政官庁が権限を行使する場合に、その上級官庁から指揮監督を受けるかどうかといふことでございませうが、国家行政組織法の第十条におきまして、各大臣はその機関の事務を統括するといふことを規定してございませう。この統括権の作用といひまして、たとえば通商産業省でございませうならば、通商産業省という組織を構成しております行政機関の行為につきまして、当然大臣が統括をする。統括の内容といひましては、全体の事務の処理の方向につきまして政策的な方針を決定するといふこともございませうし、個々の

事務についてかくかくの処理をすべしといふことを指揮命令することもございませうし、あるいはまた、先ほどお話のございましたような、訓令を發して事務の処理についての方向を指示するといふこともございませう。このような意味で、行政官庁に対してその上級の官庁が指揮をするといふことは、行政法学上も当然認められております。ただ、その下級の行政官庁が、行政官庁として処理する事務が独立性の強いものである場合におきましては、もちろん、指揮監督の内容が行政事務の処理の内容に及び得ないことは当然でございませうけれども、通商産業局長でございませうと、あるいはその他の長についても同じような例が必ずしも少なくないと思ひますけれども、そのような地方的な機関が事務を処理する場合に、その事務の処理が独立性を保障されているといふことは、現在の通商産業局については考えられまじせんわけにございませう。行政官庁として事務を処理するに当たつても、上級機関としての通商産業大臣の指揮監督を受けるといふことは当然のこととございませう。行政官庁の事務処理について大臣の指揮監督が行なわれるといふことは、決して現在の一般的な行政法学の考え方に矛盾するものではないと私も確信いたしております。

○村山(喜)委員 あなたとこで行政法の問題について論議しているわけにはまいりませんが、上級官庁が下級官庁に対して権限を行使し得ることは、これはもう自明の理であります。しかしながら、他の法律によつて、この権限については飲業法の第二十一条によつて、その許可権といふのは地方の通

産局長に与えられている。とすれば、それについては、指揮監督の内容的な面において、私は代執行権を含むような指揮監督権といふものはあり得ないと思ふ。その点に關する限りは、対外的に官庁を代表して国民に国家意思を決定、表示するわけですね。一般論としては、あなたの上級官庁理論とそのものにおける下級官庁理論は、よくわかりませう。しかしながら、そういうようなことが権限事項として他の法律に明示されている場合には、それを包括的に通商産業省の権限として明示するといふことは、おかしいじゃないかとこの点については、やはり行政組織の基本的な問題でありますので、今後の問題点としてひとつ御検討を願つておきたいと思ふ。

そこで、この中でやはり問題になりますのは、「貿易に係る外国為替予算案を作成すること。」「輸出及び輸入に關し税関長を指揮監督すること。」「輸出税関事項が、第四條において掲げられておられるわけですが、それと同じように輸入に關する税関長の指揮監督に關すること。」「こういうのが、第八條の通産局の事務内容として掲げられているわけですね。片一方においては権限として掲げられて、片一方においては所掌事務としてここに掲げられている。そうすると、いわゆる所掌事務といふものとその権限といふものとの間に、重複をした規定としてここに掲げられておられることは事実ですね。そうなるてまいりませうと、やはり権限の事項的な限界といふものが所掌事務の範囲として示されるわけですから、そう

いう立場から考えてまいりますと、権限といふものはこれを行使するものに付随をする、こういうふうな結びつきわけです。ですから、そのような考え方からいいますと、そこには所掌事務と権限といふものを、いわゆる作用の範囲とそれから活動作用の限界という立場から明確にしておくべき必要があるのではないかと私は思ふのですが、そういうような権限事項であると同時に所掌事務であるといふ考え方は、これは一貫してそういうふうな重複しても何ら差しつかえないのだという解釈を今日までおとりになつておられるわけですが、これは今回新たに設定をされま第二十七條の九の二、九の三が、通商産業省設置法の第九條の企業局の事務内容と同じような形でここに表示されてまいりますから、そういうような面において、権限と所掌事務の内容を明確にする意味においてお尋ねをしてい

○吉國政府委員 国家行政組織法のもとにおきます各省の設置法の規定のしかたとして、その権限と所掌事務を規定してございませう。権限のほうは、所掌事務のほうは、本省につきましては本省のそれぞれの各局の所掌事務といふか、こうで規定をいたしております。この趣旨は、一つは先ほど村山委員の仰せられましたように、通商産業省の権限のほうは、いわば通商産業省の機能の深さを示すものでございまして、第七條以下にございませう所掌事務の規定は、その機能の幅を示すものでございませう。同時にまた、昭和二十三年以来このような立案をいたしました当時の考え方の基本におきまして

○吉國政府委員 国家行政組織法のもとにおきます各省の設置法の規定のしかたとして、その権限と所掌事務を規定してございませう。権限のほうは、所掌事務のほうは、本省につきましては本省のそれぞれの各局の所掌事務といふか、こうで規定をいたしております。この趣旨は、一つは先ほど村山委員の仰せられましたように、通商産業省の権限のほうは、いわば通商産業省の機能の深さを示すものでございまして、第七條以下にございませう所掌事務の規定は、その機能の幅を示すものでございませう。同時にまた、昭和二十三年以来このような立案をいたしました当時の考え方の基本におきまして

○吉國政府委員 国家行政組織法のもとにおきます各省の設置法の規定のしかたとして、その権限と所掌事務を規定してございませう。権限のほうは、所掌事務のほうは、本省につきましては本省のそれぞれの各局の所掌事務といふか、こうで規定をいたしております。この趣旨は、一つは先ほど村山委員の仰せられましたように、通商産業省の権限のほうは、いわば通商産業省の機能の深さを示すものでございまして、第七條以下にございませう所掌事務の規定は、その機能の幅を示すものでございませう。同時にまた、昭和二十三年以来このような立案をいたしました当時の考え方の基本におきまして

は、権限の規定はいわば各省の行政活動の動態を示すものであり、第七条以下の所掌事務の規定は、各省の事業活動の動態を示すものであるというような考え方で、各省の設置法の整備をしてまいったわけでございます。

もう一つ申し上げておかなければなりませんことは、国家行政組織法の第二条の中にも規定がございますように、一、国家行政組織は、明確な範囲の所掌事務と権限を有する行政機関の全体によって、系統的に構成されなければならない。ということ、現在、総理府、法務省、外務省以下全体の構成をいたします場合に、それぞれの各省間の権限なり所掌事務の限界が明確でなければなりません。これが明確でございませんと、特定の行政事務を求めようとする国民の側において、この行政官庁に接触したらいいかというところで紛議を生じますので、できるだけその範囲は明確である必要があるというところで、各省の設置法の権限なり所掌事務を規定いたします場合に、たとえば農林省と通産省であるとか、大蔵省と通産省、あるいは厚生省と建設省、建設省と運輸省というように、非常に権限、所掌事務において相干渉する部分が多い省の間につきましては、やや煩をいとわず詳細な規定を設けるような例になっております。これは必ずしも各省の官僚の権限争議の結果そうなったということばかりでもございませんで、各省の権限を明確に規定しようという趣旨から、さうな意味で、権限にも、所掌事務にも、やや重複したような点がないことはございませんで、具体的な問題といたしま

して、税関長の指揮監督の問題でありますが、税関長は大蔵省の地方機関であることは明らかでございますが、その税関長に対して指揮監督を行なうことは、先ほど申し上げましたように、大蔵省と通産省の間の権限分割というふうな問題でありますので、権限にも規定いたしますし、また通商局の所掌事務といたしましては、外国為替及び外国貿易管理法系統の法令の処理にあたりまして、税関長の指揮監督といたしまして、税関長が輸出及び輸入に關して、大蔵省の機関でありながら通産省の所掌事務の一部を処理するわけでございますので、その場合に通産省の方針に従って十分に処理をされるようにということで、いろいろ訓令を発したり通牒を流したりしてやるわけでございますが、このような事務の重要性にかんがみまして、この点も所掌事務に規定をしたということでございます。

それから、ちよつと先ほどお答え申し上げた中でやや不備な点がございまして、あわせて申し上げておきたいと思ひますが、鉱業法によりまして通産省局長に与えられた鉱業権の設定の許可等の権限は、これは通産省局長として処理すべき問題でございますので、通産省大臣は、指揮監督権はございませうけれども、かわつて許可を与えるというふうなことは、これはあり得ないこととございませう。そのような意味におきまして、通産省大臣の本来の権限であつたものが、通産省局長に委任せられたというふうな場合は違ふことは明らかでございますので、この点はつけ加えて申し上げます。

○村山(喜)委員 所掌事務と権限と區別しておるのですが、実際は重複を、あるいはその区別がほとんど今日においてはされてないという状態になっておるわけですか。これは、ほかの省の關係を見てもさうなんでしょう。これを明確にすべきかどうかということについて、やはり対国民の権利との關係が出てまいりますから、対外的な作用が行政官庁から出てくるわけですので、そういうような点から、所掌事務の内容等について、あるいは権限については、明確にしておかなければならない。

そこで、先ほどの話であります、まだ私ははっきりわかりません。第九條の企業局の所掌事務の内容と、それから地方における通産局の法律上の所掌事務との間には、具体的な例として、どの程度はここにまかして、どの程度は本省のほうでやるんだ、こういうふうな區別をされてゐるのですか。そうでなければ、法律事項として二つ掲げてくるわけですから、この点については、いままでの規則とは違ふわけですか。明確にしておいていただきたいと思ひます。

○馬郡政府委員 これは仕事の内容によりまして、通産大臣が直接通産省本省でやるものもございませうし、その内部委任によりまして通産局長が行なうものもございませう。仕事の内容によりまして、いろいろその点は違つております。一例をあげて申しますと、工業用水法におきまして、これは地下水のくみ上げを規制しております法律でございますが、どういふ地区をさういふ地区とするかという指定につきましては、通産省本省自体で仕事をやってお

ります。ただ、全面的に地下水のくみ上げを禁止いたしました場合におきまして、食品衛生上の關係等から申しまして、どうしても地下水を使わざるを得ないというふうなものもございませうが、そういう場合の全体の許可の基準と例外許可の基準というものは通産省本省で決定いたしますが、その具体的な許可は通産局でやるというように、ものによりまして、仕事の内容をいろいろ分けておる次第でございます。

○村山(喜)委員 そこで、これは法制局のほうにお尋ねするまでもないとは思ひますけれども、一応念のために明らかにしておきたい点は、本省と出先と同じような所掌事務として、法律事項として制定をされる。その場合のいわゆる委任事務といひますか、委任をする内容というものは、もちろん上級官庁のほうにおいて選定をし、この程度は委任をするという形が出てくると思ひますが、その権限の振り分け、これは法律事項と規則事項とではそこにだいたい差はあると思ひますけれども、同じような形で所掌事務が付与されるというふうな形になってきますと、その間にいわゆる所掌事務イコール権限というふうな形で重複をする可能性が出てくるわけですが、それを行政的にスムーズに行なはせるためには、どういふような考え方を立てたほうがいいのか。これは通産省に属するのか、それとも法制局の法律的な見解になるのか、それはつきりわかりませんが、その調整的機能というのは一体どこが果たすのか。その内容的な説明をお伺ひしたい。

○吉國政府委員 通産省局長は、国家行政組織法におきましては第九條の地方支分部局に当たるとございまして、国家行政組織法の第九條では「第三條の各行政機関には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる」と規定してございまして、この法律の定めといたしまして、各省の設置法において、たとえば通産省であれば通産省が置かれておるわけでございます。その通産省の所掌事務は、通産省設置法でございませうならば、第二十七條に規定をしておるわけでございますが、この所掌事務は通産省局長という行政機関の行政活動の幅を示し、かつその動態を示したものでございませう。具体的にはいかに行なわれるかというところは、それぞれの実体法の問題でございませう。それで、実体法におきまして通産省局長がいかに権限を行使するかという方式でございませうが、それには大別して三つあると思ひます。

第一が、先ほど来村山委員も例におあげになりました鉱業法のように、それぞれの実体法で通産省局長の権限として一定の事項を規定する場合でございます。

それから第二、第三の場合は、実体法において通産省大臣の権限として規定をいたしましたものが、広い意味の委任というかつこうで通産省局長が処理をするという場合、その委任に第二と第三の場合にはそれぞれ別がございまして、一つは法律の中に、この法律の規定による通産省大臣の権限は、政令で定めるところにより通産省局長または都道府県知事に委任することができるというふうな規定であ

るとか、あるいはこの法律の規定による通商産業大臣の権限であつて政令で定めるものは通商産業局長が行なうというような規定のしかたをいたしまして、政令にゆだねられまして、政令によって通商産業局長に権限が委任せられる。この場合はいわゆる法定委任と申しますが、学問上そんなようなことばを使つておりますが、その政令によって委任せられました限りにおきましては、あたかも鉱業法によって通商産業局長が一定の事項を処理すると書いてあると同様に、たとえば工業用水法上の工業用水の採取の許可、これは現在どうなつておるか、私もいま記憶いたしておりませんが、たとえば採取の許可が通商産業局長に委任せられますと、通商産業局長がみずからの権限としてこれを行使する。

それから第三の場合と申しますのは、通商産業局長は、先ほど申し上げましたように、通商産業大臣の分掌機関として、ある立場においては補助機関的な性格を持つておられるわけでございます。通商産業大臣が一定の行政事務を処理し一定の権限を行使する場合に、この事務の処理、権限の行使についてこれを補佐すべき立場にあるわけでございますが、そのような補助機関的な性格を持つております行政機関に對しまして、これは俗に内部委任と呼んでおりますが、通商産業大臣の権限の行使をいたします場合に、内部の担当の部局において一定の案をつくりまして、これを順次大臣の決裁を経まして外部に表示するという場合に、これは本省でもございすが、たとえば事務次官限りで処理することを認められておるといふことで、外部に表示する場

合には通商産業大臣の名において表示をするわけでございすけれども、その通商産業省の内部において事務を処理するについては、事務次官限りで処理することを妨げないといふことを、大臣があらかじめそういう意思を内部的に表示することによりまして、事務次官限りで決裁をするというのが、内部委任でございす。それと同様なことを通商産業局長に行なわせるということがあるわけでございまして、現在でも若干の補助金等については、そのような処理が行なわれておると思ひますが、第三の形態と申しますのは、そのようないわゆる内部委任によつて通商産業局長が事務を処理するという場合でございす。この場合は、あくまで外部に表示する場合においては通商産業大臣の名において権限が行使されるということに相なるわけでございす。

○村山(喜)委員 それであれば、この所掌事務を通産省の権限としていま明らかにされておるわけですから、それをあえて通産局の所掌事務としてここで法律事項として出さなければならぬい積極的な理由というものがあつてないかと私は思ふのです。しかも、その備えておる人員というものはわずか二名をこれに充当をするという、こういう内部的な事項になつておる。いままでは内部委任の形で、規則で制定されていたものを、法律事項としてここに掲げなければならぬという積極的な理由が、やはり説明されなければならぬと思ふのです。その点はやはり通産省のほうからお聞きをしなければならぬ。これを御説明願ひます。

○川出政府委員 お答え申し上げます。

法律上、絶対に通産局の産業立地に關する事項を棄かなければならぬといふ理由はないわけではございまい。最近産業立地に關する仕事、たとえば工業用地、工業用水、産業公害等の問題が非常に重要性を増してまいりましたものだから、通商産業局で從來そういう仕事をやつておりましたけれども、定員の増加はきつめて微々たるものであります。仕事のウェイトが高くなつてまいりましたものから、絶対の理由というわけではございせんが、法律事項としたほうが適当であらうという意味で、設置法の改正をお願いする次第でございす。

○吉岡政府委員 通商産業省設置法の一部改正の法律案を審査したものといたしまして、補足的にちよつと申し上げさせていただきますが、先ほど申しておりましたように、通商産業局長は、行政官庁の面を有しますと同時に、通商産業大臣の補佐機関としての面を有しております。その意味で通商局長が具体的に許可を行ない、あるいは認可を行なうという権限の行使がない場合にも、通商産業大臣の事務処理について補佐をする場合があるわけでございす。現在、設置法の第二十七条の第六号に、「所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること」といふことで、今度の工業用水以下の事務も、従来とも通商産業局において処理してまいつたわけでございすが、通商産業省の説明によりますと、工業用地、工業用水その他の産業立地に關する問題であるとか、工業用水道に關する問題であるとか、工場排水の規制に關する問題が、最近非常に重要性が高まつてきてゐるということ

で、それを通商産業局が分掌してゐるんだといふことを外部にはつきりしたほうがいいのではないかとということ、現在の六号にございす事務からいけば流れ出た事務として、九号の二、三、四を規定するほうが、国民に對しても、通商産業局でもこういうことをやつてゐるのだということを明らかに示す意味で適當だろうということをなことで、このような法律の審査をいたしましたわけであります。

○村山(喜)委員 行政事務がいかなる省の所掌であるかといふことは、国民との間に意志作用を起こすことになるわけですから、そういうような意味においては法律事項で定めることは私はいふとは思ふのですが、権限の内容がきつめてばく然としてゐる。本省に規定してゐるものも法律事項でやられて、地方の第一線の行政機関であるいわゆる地方支分部局と言ひますが、これらの通産局においては法律事項で掲げられて、しかもこれは内容的に検討をしていきますと、工業用水なり、あるいは宅地造成、あるいは工業用地の造成といふような問題は、地方公共団体の任務として、これは現在準公営企業等で行なわれておる。こういうような実情からいいますと、先ほどの説明を聞きますと、いろいろ適地調査等については通産省の通産局でやるのだ。ところが、実際の仕事は、これは起債等に伴うので、自治省のほうでやるのだ。こういうようなことで、非常にこの辺の権限關係が明確でないという印象を受けるわけです。ですから、これの行政の実際の取り扱いについては、そういうような面と、あるいは他の設置法との關係においては、共管事項ある

いは競合をする問題があるんじゃないか。たとえば経済企画庁設置法の中にあるのではないかと申すのですが、そういうような点から考へてみますと、これは一体、地方自治といふ問題との關係において、問題が將來において出てこないような形で運営をしてもらわなければ、非常にぐあいが悪いのではないかと申すのですが、そこあたりについては、地域開発の問題は、ただ通産省だけではなくて、他の官庁にも關係があるわけです。そういうようなことを考へてまいりますと、これは総合的な行政の一環として考へられていなければならぬと思ふのですが、そこに所掌事務として通産局のこの事務事項を明示されることは、そういうような意味において、將來の問題としては行政の連絡調整という面において十分機能的な役割を大臣に果たしてもらわなければならぬと思ふのです。が、大臣は、そういうような問題についてはどういうふうにお考へになつておりますか。

○福田(一)國務大臣 ただいまだんだんの御質問を通じて、実は私もあまり知らない、よくわかつておらないことをいろいろと聞かしていただいたような次第ですが、確かに、行政事務が複雑化していきまして、その間にいろいろの混淆の問題等も生じますので、そういう場合にあたつては、ただいま御質問がありましたとおり、大きな立場からいいますか、国の行政を一応統括しておるという立場から見ると、疑問といひますか、何かその場合場合に應じて支障のないような措置をとつてまいると同時に、私は、やはり地方自治と中央との關係などというも

のは、今後一そう研究を続けてまいるべきではなからうかと考えております。

○村山(喜)委員 あと一点だけお尋ねをいたします。

それは通産省がお出しになりました通商白書、この中にも出されておるわけでありますが、日本の国がいわゆる開放経済を迎えて八条国に移行をする、さらにOECDに加盟をする、このいうような問題が論議されておるわけでありまして、さらに日本の国がIMFに対しまして移行の通告を行なった内容の中にも出ておりますが、今後わが国はガットの十二条を援用いたしまして輸入制限を行なわない旨をガットに通告をしておるわけでありまして、そうしてガットは十一国国になってまいりました。したがって、自由化されずに残りました品目については、ガットの加盟国と協議を行なうて、今後は残存輸入制限処理方式に基づいて処理をしていかなければならない。さらに今度八条国に四月一日から移るといふことになりまして、その問題に伴いまして、当然国際収支の理由によりまして輸入制限もできないということになる。このような条項の中から考えてまいりますと、一体設置法の第四條の十七号というのがあります。これは「輸出及び輸入を制限し、又は禁止すること。」という権限がここに出ておりますが、そうなりますと、この通商産業省の権限として明らかになっておる内容、この輸出及び輸入の制限がでなくなってくる。またこれを禁止することができないということになりまして、この承認の権限として掲げられておる事項は、そういうような将来の

予測というものがすでに成り立つておるとするならば、当然この際改正をされるべきではないかと思うのであります。このガットの問題なり、あるいはIMFの八条国移行の問題なり、あるいはOECDとの関係の問題等、どういふふうにお考えになっておるのか。さらにそれは自由主義圏の問題であるから、対共産圏との問題が残っている以上は、この事項が発生をするのだというところになってまいりました。ならば、その輸出及び輸入の制限または禁止というものが、どのような方向において今後運営されるのか。この所掌事務のいわゆる権限内容でありますから、これは関係者及び大臣からお答えを願いたいと思ひます。

○山本(重)政府委員 いまお話がございましたように、日本はガットの十一国に移行いたしました。さらに今度IMF八条国になるわけでございます。原則として国際的に自由北をする立場になったわけでございます。しかしながら、実は日本だけでございまして、各国とも、それぞれ国内の産業政策あるいは社会政策上の必要から、最小限度のものは輸入制限をしなければならぬ立場にございまして、かりに例を申し上げますと、たとえばイギリスあたりは四十八品目程度でございまして、フランスは二百八品目、イタリアも百五十六品目というふうな、かなりの品目を依然として輸入制限をいたしております。日本も最近まで自由化をかなり進めてまいりまして、ただいま百八十二品目残っておりますが、そのうち三十七品目は、ガットの規定上自由化をしない品目でございます。たとえば武器、弾薬とか麻薬等々

のものがそれでございます。そういったものと、差し引き百四十五品目が日本の残存輸入制限品目となっております。第でございまして、国際的に見ますとまあまあ西欧の平均水準まで到達しているというふうな思われまゝです。厳密に申し上げますと、ガットの規定上全問題ないとは言ひ切れないのでございまして、事実上各国ともそのように輸入制限を残しております。日本といたしまして、今後自由化は進めてまいりましても、最小限度の輸入制限は、今後も続けていかなければならぬ事情にございまして、また輸出の面でもございまして、ただいまお話をいたしましたように、共産圏との関係では、コムの制限が国際的な申し合をせよとして行なわれております。ただそれだけでございまして、日本といたしましては、ほかの理由からいろいろな輸出規制を行なう必要に迫られております。現在たとえば過当競争を防止し、相手の市場において市場擾乱を起さぬようにいたしますため、日本側が自主規制をいたしております。品目もかなりございまして、今後国際的な交流が盛んになればなるほど、秩序ある輸出を必要とされているわけにございまして、そうした観点から、この品目、あるいはその内容はいろいろ変わってまいりますけれども、最小限度必要な範囲で、輸出及び輸入につきまして制限あるいは禁止をすることは、今後とも継続して必要な事情にございまして。

○村山(喜)委員 ところが、あなた方がお出しになったこれを見てみますと、「八条国への移行は」「しかし、国際収支の不安を理由に為替制限はで

きず、GATT第十二条による輸入制限もできないという容易ではない立場に立つわけである。」というふうにはっきり割り切ってお出しになっていらっしゃるのです。それは原則としてという考え方がこれに述べられておる。その中で、そうなるまいりまして、こういふような白書を見た国民は、これはたいへんなことだ、通産省自体がそう言っているじゃないか、このいうことになってきますと、非常に問題があると思うのですが、この点は今後の問題として処理願いたいと思ひます。

を要する事態になってまいりましたので、一応設置することにいたしました。それから参事官を振りかえをした。あるいは今後さらに参事官を要請するかどうかという点でございまして、通商局の国際経済部に振りかえまします通商局の参事官、これは通商局の重要事務を掌握することになっておりますが、現在振りかえまします通商局の参事官は、実際問題としていたしまして国際経済の仕事をやつておるわけにございまして、したがって、その国際経済部長ができません。事実上任務に円滑をいたしません。したがって、さういふわけでございまして、さういふことをいたしたく案になっておるわけにございまして、それから産業立地の関係も、企業局参事官、現在ここに来ております馬郡参事官が産業立地の関係の仕事をつとめて、実際問題についてやつておるわけで、国際経済部の場合と同様の理由で振りかえさせていただきます。

○徳安委員長 受田新吉君。受田委員、まず、今度の改正案の部を二つにつくっている点についてお尋ねをしたいと思います。この部の新設理由は、一応承つて了承できるのでありますけれども、ここに問題があるのは、行政機構の基本的改革をやるという前に、こういうものをいいますぐやらなければならぬかどうかという、時期の問題が一つある。それから通商参事官なるものが振りかえられて部長になる。ちやうどそこに参事官があるの部長にするのだ、こういういかにも御都合主義に見られてしまう。参事官は必要がなくなつたのか。いままでは必要があつたが、これからはなくなるのか。あるいは引き続き参事官を一名どこかへ持つてくるのか、こういう点特に明瞭にしてもらいたい。

○川出政府委員 両部、両部と申しますのは国際経済部と産業立地部でございますが、両部の仕事が非常に緊急を要する事態になってまいりましたので、一応設置することにいたしました。それから参事官を振りかえをした。あるいは今後さらに参事官を要請するかどうかという点でございまして、通商局の国際経済部に振りかえまします通商局の参事官、これは通商局の重要事務を掌握することになっておりますが、現在振りかえまします通商局の参事官は、実際問題としていたしまして国際経済の仕事をやつておるわけにございまして、したがって、その国際経済部長ができません。事実上任務に円滑をいたしません。したがって、さういふわけでございまして、さういふことをいたしたく案になっておるわけにございまして、それから産業立地の関係も、企業局参事官、現在ここに来ております馬郡参事官が産業立地の関係の仕事をつとめて、実際問題についてやつておるわけで、国際経済部の場合と同様の理由で振りかえさせていただきます。

うに、御都合主義で人と機構がつくられては、人事行政はいかげんなものになると思うのです。やはりその人を必要としないならしないで、はっきりとそういうものをつくらなければいいのです。必要があるなら、はっきり置けばいいのです。この点、自後の各省設置法の改正で、適宜不急不急の人物が新設の部長等に就任して、こういういき方は、実に機構いじりと人との関係をこまかしているような印象を与えてしまうわけですね。参事官なるものは、一体どういう職権を持つておったのか。この点通商産業省の御説明と、そして公務員の身分に関する職権、職名に関する点について人事院と、両方から御答弁願います。

○川出政府委員 企業局の参事官の規定は、通商産業省組織令に出ておりますが、第四十六条でございます。「参事官は、命を受けて企業局の所掌事務の一部を統括整理する」ということになっております。局長の命を受けまして、企業局の事務のうちその一部を所掌するのが、参事官でございます。現在企業局におきましては、参事官は、産業立地関係の仕事を中心に掌理しておるわけでございます。

それから通商局に参事官がございまして、同様の規定でございまして、通商局の仕事の中で、局長の命を受けまして、その一部を掌理することになっております。通商局の参事官は現在二名おりますが、そのうちの一名は、国際経済関係の事務を掌理しておるわけでございます。あとの一名は、通商条約関係の事務を掌理しております。

○受田委員 もう一名の人は、近く部ができて行くのですか。

○川出政府委員 そのような計画はございせん。

○受田委員 この官庁機構というものは、実にいかげんなものと私は思うのです。参事官にしてみたり、部長にしてみたり、これは大臣、あなたも内閣委員長をやられた経験がありますので、せめて通商産業省だけは、参事官などという地位——いまの御説明を聞いても命を受け云々ということ、これはいかげんなものではないかと、参事官になられた人自身にしても、あんなに職権、あんなに地位、自分から命令を下すこともできない。課長に命令を下さすこともできない。自分から開いておるものがあるのです。参事官という名称をもちた人から、私は悲しい存在であるというのを聞いたことがある。これは大臣もお気づきだと思ふ。参事官というのが各省に共通している点は、非常に不幸な地位だということ。この不幸な地位を、いま部長に振りかえるといういき方については、一応情状酌量すべきものがあると思ふのです。私は、一応この点人事院にお聞きしたい。参事官というものは、各省によって多少名称の違うこともあるのですが、参事官の地位は、比較的重い地位と軽い地位がある。外務省などでは、審議官などというのを使っております。名称は違いますが、ゆるゆるの審議官、参事官といふものもあるし、課長と同じくらいのものである、いろいろあるのは、一体どういうことになっておりますか。

○矢倉政府委員 ただいま参事官の問題で御質疑いただいたわけでございますが、実は官職あるいは官の設置は、御承知のように行政官庁の所管でございますが、ただわれわれのほうから見ると、おもしろい場合には、結局参事官はだれを当てるかという問題が出てまいります。その任用の面から考えた場合に、参事官の職務内容というものがどういうものであるかということ、選考関係のときの審査の対象になるわけでございます。さうな場合に、一応参事官のかなり等級の高い人を就任させるものと、それから、さうでない課長クラスという程度の方々とあることも、ただいま御指摘のとおりでございます。大体通常の行政組織からいいますと、局長、部長、課長というふうな形で一つのランクができておること、御承知のとおりでございますが、特に省庁によつては、特定の事項について特別な研究なりあるいは諸事象をつかさどらなければならぬという場合も起こりますので、さうな場合に、参事官制度というものをつくっておられますし、またそれぞれの所掌の内容に従つて、必ずしも必要でないという言い方ができないのではなからうかと、人事院では考えております。

○受田委員 あなたの御所掌の任用、この面から参事官制度というものは十分検討せねばならぬと思ふ。これは本質的な問題として、國務大臣として、行管長官とも御相談をされ、また任用関係では人事院とも御相談をされ、不幸な存在として権限関係があいまいな参事官に対する適当な整理をされる必要があると思ふ。御注意しておきます。

それがらもう一つ、今度定員の改正をされたいと思いますが、この政府

が御示しただいた定員増の中、これにも関連する問題で、新しく公務員試験に合格した者を何人いま通産省は採用されようとしておられるか。事務系統では、上級職では甲乙がある。技術系統では一本である。定員を上級職に例をとつて御答弁願います。

○川出政府委員 事務職員と技術職員とあるわけでございますが、事務職員は上級職は、正確に数字を覚えておりませんが、二十三名くらいであつたかと思ひます。それから技術職員及び行政技術職員と申します。その関係が五十七名でございます。そのほか、試験所等の工業技術院関係の研究職が、八十三名でございます。それから今度定員の大増増加をお願いしております特許関係が、百三十名程度内定いたしておる次第でございます。中級職以下の数字をただいま持ち合わせておりません。

○受田委員 わかりました。一応上級職で例をお聞きしたわけです。そこで、この定員増の中身ですが、定年というのはいないわけですが、退職者とそれから新規採用との関係をちょっと……

○川出政府委員 年々民間その他に転職をしていきます数字が、全体の職員のたしか二割が三割、はつきり記憶しておりませんが、さうであつたかと思ひます。そこで欠員を生ずるわけでございます。欠員を充足するために、新規採用するのは当然でございますが、特許庁のように事務量が急速に増加しますものにつぎましては、定員の増加を昨年もやり、また本年もやり、また来年度もお願いしておるわけでございます。

○受田委員 ここ数年間の例でついででございますが、一応公務員試験に合格して通産省に就職したいと約束した者で、途中で取り消して他に転出する例がどの程度あるか、お示しを願います。

○川出政府委員 事務職員につきましては、通産省の場合、採用人員に比べて相当上回つた希望者が来るわけでございます。採用を内定した者につきまして、他に転職する例はきわめてまれでございます。技術職員につきましては、実は非常に採用が困難でございます。欠員がありまして、それを充足するだけの内定をできない場合もございます。それから欠員を充足するだけの内定をいたしまして、中途ではかの民間の企業等にきまりまして、結局四月になりました際に充足できないという例も、間々あつたわけでございます。

○受田委員 人事院として毎年やつておられる上級公務員試験、上級職に例をとりますが、上級職の合格者と、それが事実公務員になつておる数、そしてもう一つは、事実就職したものは、公務員試験の成績が上位の者がそのまゝいくか、あるいは上位の者が民間へ流れて、下位の者が公務員になつておるか。そういうことをあなたの方で御調査されておるか、お示しを願ひたい。

○矢倉政府委員 三十八年度の数字で申し上げますと、御承知のように、合格者は名簿に登録されるわけでございますが、その数が千三百六十六名登録いたしました。そのうち採用内定をいたしておるものが八百四名、したがって四百十五名くらいが流れた数。

それが実際には民間にも行ったかもしれないが、別に他のほうにも転じたかもしれない。そういう数字が四百十五名でございます。したがって、この四百名の数が、実は私たちとしては年々ある程度の、つまりリスクを見ておきますと、そのように流れますので、そこで合格者をいま五分に千三百六十六、大体九百名くらいの需要に対して、それくらいの合格数は出ているわけです。

そこで、ただいま御指摘の点で、実は上位者が流れるのか、あるいはその他のところのほうで流れるのが多いかというところでございますが、これは従来調査しましたところでは、たとえば昭和三十七年の分を見ますと、上位の者が大体六十二名くらい、それから中位の者が六十八名くらい、下位の者が六十三名くらいというふうに、大体上中下に分けますと、いずれの部分も大体そのくらいの程度が流れておるといふような実態でございます。したがって、上位者が流れるというふうには相なっておりません。ことに事務系のほうは、通産省のお答えにもございましたとおり、ほとんど公務員志望の人たちが公務員にというところで、むしろ技術系にそういった問題が若干ございまして、そこをお答え申し上げます。

○受田委員 これは、各上中下に分けて、大体平均して民間へ流れておるといふことでございます。願わくは大事な問題だと思ふのです。願わくは公務員にはやはり実力のある人が、勉強した人が——また就職したから勉強してもらいたい。就職したならばなまけるような者は困るけれども、そう

いうことで、良質の公務員を確保するという政策をとらなければならぬと思ふのです。この点、だんだんと質的に低下した公務員が局長になり課長になられてくると、日本の行政機構は、人的構成の面においてはなほは劣弱になる。通産大臣、御所見を伺いたいです。

○福田(一)國務大臣 これは、おことばでございますが、なかなかむずかしい問題かと思つております。というのは、先生がいまおっしゃったように、あとで勉強して伸びていく人もなきにしもあらずだと私は思うのであります。必ずしも一回の試験だけでその人の価値判断をするわけにはいかぬかと思ひますが、概しては先生のおっしゃるとおりであると承知いたします。

○受田委員 概してその線に沿うて努力するというところでやってもいいのです。また待遇問題もあるわけなんです。民間との関係が……。そうして就職されて後もしっかり勉強していただいて、幅の広い人格もつくつてもらつて、途中で一番汚職事件の多い、とか問題にされやすい、通産省というところは、権限関係でそういう汚職をやめるのに非常に都合のいいところなんです。東正というのを大臣みずから陣頭へ立たれて、国民の疑惑を持たれないように、ひとつ指揮監督権を行使していただきたいと思ひます。この点も御注意、御要望申し上げます。

○福田(一)國務大臣 これは、今度改正案の中に取り上げられている条文の整理事項の中に入っております。消費者保護行政を一課をつくらせて、消

す。私の党としてもすでに消費者基本法案なるものが国会に出してあります。消費者保護というところは非常に大事な段階にきているので、国民すべての者は消費者なんです。だから、生産に力を入れるだけでなく、大企業に重点的に施策をとるのでなく、すべての国民が消費者であるという、健康で文化的な生活をする、消費者保護というところに力を入れるのに、ただ単に課を設けるといふような意味でなく、もつと基本的に、これはあなたのほうでなくて、経済企画庁でつこうてございまして、消費者保護の対策の審議会を設けて、民間からも有能な人に審議会の委員になつてもらつて、基本的に消費者保護のあらゆる点の検討を加え、そういう政府の施策にも進言をする、こういうような形のものを必要としませんか。大臣の政治的な判断を伺いたいです。

○福田(一)國務大臣 一つのりっぱなお考えだと存じます。ただ消費行政は、あらゆる官庁が消費行政についてやはり意見を持つていなければならぬと思ふのであります。たとえば警察は警察の立場において消費行政、いろいろございまして、通産省もよりであります。そう考へていきますと、あらゆる官庁がそういう問題を含んでおりますが、たとえばそれが企画庁等が適当であると思ふならば、いずれにしても消費について特に関係の深い、また関心のあるような部面のものが集まつて総合的な対策を検討するということは、私はけっこうなことだと考へております。

○受田委員 そういうために、あなたのほうで行政上の一前進といつていい

一課が創設をされておるわけです。さらに、そうした衆知を集めていく機関というものが必要ではないか。これは総理府の付属機関で私はけっこうだと思ふのですが、國務大臣として、そういう衆知を集め、この消費者保護を基本的に考へていくという施策をひとつ勇氣を持って推進するという大役を通じて、産大臣おとりになりませんか。あなたのような熱心な方にぜひふんばつてもらいたいです。

○福田(一)國務大臣 十分考慮されていただきたいと思います。

○受田委員 生産性本部というのがありますけれども、これは、ただ単に生産だけに力を入れるのではなくして、消費者にも恩恵を及ぼすような立場のものでなければならぬ。国がある程度の資金の援助をしておる以上は、そうした消費者を守るための施策として、経営者、労働者、消費者、それぞれの立場のあることを前提にして、ひとつこの生産性本部のあり方について検討を——消費者を保護する点において事を欠いておる生産性本部の行き方があつては私には思ふ。御配慮願へませんか。

○福田(一)國務大臣 生産性という文字からくるところは、生産自体に重点が置かれておりますし、また事実上もそういう傾向にあると思ひます。しかし、生産というものと消費とは密接不可分なもので、消費のない生産は、意味がないわけでございます。そういう意味で、十分考へておるとは思ひます。特にそういう点も考慮を払つてもらいたいと思ひます。

○受田委員 これはもう質疑応答を繰り返しません。ささつといきます。

もう一つ、今度の部の新設の中にある産業立地部のこの職掌の中にある工業用水、ここで一つ發明特許にも関係があるのでございますが、工業用水の不足を補うために、海水から塩分を除く脱塩装置による工業用水を考慮する段階にきています。もうすでに世界の文明諸国は、これに非常に熱意を示している。特に四面海に囲まれている日本として、脱塩装置による工業用水を大いに進め、普及徹底させるという施策をおとりになる用意があるかないか。この点、せつかくこの産業立地部を御計画されている以上、その最初の目的の中に工業用水の確保ということがあつては、御所見を伺いたいたします。

○福田(一)國務大臣 たいへんけっこうなお考へてございまして、また私たちもさう考へておるところであります。また、事実上、日本の科学技術の面におきましても、いまや実用化——まだされるところまではいつておりませんが、実用化され得るような状況まで求まると存するのであります。——そうこの仕事がいよいよ、かように努力をいたしてまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○徳安委員長 石橋政嗣君。これは産業立地部に関連するわけですが、いま受田委員からお話ございました、なせ産業立地部を設けるかということの説明の中に、「わが国経済の高度かつ均衡ある発展をはかるためには、工業の適正配置を通じてその合理的な地方分散を促進し、地域間の経済格差を縮小するとともに、産業公害

の防止等地域住民の福祉の向上をはかることが肝要である。このために通産省としても、新産業都市の指定や、あるいは工業整備特別地域等の建設を中心として、いろいろ考えているというふうに述べておられるわけです。国会の立場からいいますと、このような考え方の上に立って、過去幾つかの地域開発の総合的な法案がつくられておられるのですが、これを進める場合に、まず出てくるのが中央官庁の部署の設置というのでは、どうも心もとない、そういう感じを率直に持つわけです。手つとり早いところ部をふやして、部長をふやすということが出てくるわけですが、そういう形だけではたしてこれが促進できるのか、こういう疑問を率直に持たざるを得ません。

そこで、欠けている面として一つあげたいのが、工業開発試験所の問題なんです。地方における資源の総合開発促進、いわゆる地方における産業の基礎となる革新または共通的な技術の試験研究を行ない、地方産業の発展に寄与するため、特に地方における中小工業等生産構造の高度化及び生産性向上に資するための工業開発試験所、こういう考え方が出ているわけですが、こういうものは非常に多く出ている感じがするわけです。過去の例を見ましても、たとえば東北地方開発促進法なり、北陸地方開発促進法、中国地方開発促進法、四国地方開発促進法、九州地方開発促進法といったようなものが、ほとんどできる。本省には、今度は産業立地部もできるというのです。が、肝心のそういう現地に於いて指導するものはさっぱり進まない。どちらかというと、中央にこれまた片寄って

いる感じを受けます。首都圏整備というものの関連もあるかと思うのですが、各地方の産業の振興というのとは、一体どの程度のものをお考えになつておられるのか。来年度九州にはできるということですが、当面考えている問題について、さしあたりお聞きをしてみたいと思うので

○川出政府委員 地方開発の意味におきまして、北海道に北海道工業開発試験所が数年前にできまして、三十九年度の定員増十名によって終結をするものになっております。全部で百二十名の定員になるわけでございます。それから三十九年度予算で九州に工業開発試験所ができることになっておりまして、現在その土地を選定中でございますが、来年度の定員として十三名、トータルで百名の予定になっておるわけでございます。現在地方の開発試験所として予定しておりますのは、以上の二つでございます。

ただ、三十九年度の予算で、従来大阪工業試験所の高松にありまして四国の出張所を拡充いたしまして、これを支所に強化することになりまして、人員はわずかでございまして、定員増でお願いをしておるわけでございます。また、若干の予算を設けてまして、建屋、設備の増強をはかっておるわけでございます。現状では、ただいまさような考えでおる次第であります。

○石橋委員 いま御説明ございましたように、北海道工業開発試験所と、来年度九州に同様なものを一つつくる。今度は四国に昇格されて支所になるものが一つ、大きく考えられておるといふ程度なんです。裏づけがないです

よ。さきに昨年の八月二十七日ですが、工業技術協議会、これは石川一郎さんが会長をやっておられるようですが、工業技術協議会の答申の中にもこの問題に触れた部分があるということ、大臣は知っておられるかどうか。この中でいわれていることは、各種の試験研究所の機能を総合的、合理的に活用するため、単一化を進めるべきである。それから、地方の研究所は小規模のものが多く、現在公立百七十、国立十二の試験所がばらばらに研究しており、大きな成果が期待できない。このため、適宜省で各機関の総合調整を行なうとともに、各ブロックごとに国立研究機関を設置して、研究の交流共同化をはかる必要があるといった意味の答申も出ておるわけですから、こういうものを勘案して、将来、いま産業立地部の新設に伴って説明されましたような通産省の構想を進めていくために、あるいは国会で次々とつくられた地域総合開発の実効をあげるために、そういう裏づけとなる機関を設けていこうというお考えを持っておられるかどうか、そのことを大臣にちよっとお聞きしておきたいと思ひます。

○福田（一）国務大臣 お説のとおり、何といつても、地域の開発をはかっていく場合に、またさらには国の開発を総合的に進めていく場合にも、各地に適応した試験を行ない、また連関性を持った試験を行なっていくということ、は、非常に大事なことでありまして、先ほどお話のありました答申も、実は私は了承いたしておるところでございます。将来、いまのところ予算その他の関係で十分な措置がついていないのを私としても遺憾とするところであります。

○徳安委員長 これより討論に入るのではありませんが、別に申し出もございませんので、直ちに採決に入ります。通産省省設置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○徳安委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○徳安委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議はございませんか。

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○徳安委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。午後零時三十一分散会